改正後	改正前
	分17秒の地点と北緯34度36分22秒東経133度50分10秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［7～18　略］	［7～18　同左］
［4　略］	［4　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

十三　平成二十五年総務省告示第四百六十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
［1　略］	［1　同左］
2　放送業務用伝搬障害防止区域	2　［同左］
［1　略］	［1　同左］
2　削除	2　(1)　東京都港区六本木６－９－１　(273.80) (2)　東京都墨田区押上１－１－２　(434.50)	北緯35度39分38秒東経139度43分46秒の地点と北緯35度42分36秒東経139度48分38秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［3～9　略］	［3～9　同左］
［3・4　略］	［3・4　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

十四　平成二十八年総務省告示第三百八十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前		
［1～3　略］		［1～3　同左］		
4　電気供給業務用伝搬障害防止区域		4　［同左］		
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲	区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～8　略］			［1～8　同左］		
9	削除		9	(1)　神奈川県横浜市泉区和泉町6101　(146.30) (2)　神奈川県綾瀬市吉岡2640　(117.80)	北緯35度25分47秒東経139度30分03秒の地点と北緯35度25分04秒東経139度24分35秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［10～93　略］			［10～93　同左］		
備考　表中の［　］の記載は注記である。					